

審議会等議事概要

平成29年度 第4回 滝川市営事業等調査審議会 議事概要

日 時	平成29年10月31日（火曜日）午後2時55分～午後4時10分
開催場所	滝川市役所3階 301会議室
出席者	佐野会長、齊藤副会長、居林委員、木村委員、秋保委員、白木委員、中村委員 （欠席：堀田委員、松尾委員） 事務局（総務部）：橋本総務課長補佐、壽崎総務課係長 諮問事項所管部（建設部）：高瀬建設部長、山崎建設部次長、尾崎都市計画課長、 田村都市計画課長補佐、水田都市計画課係長
議 事	<p>1 開 会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の出席状況の確認 <p>2 前回議事録の報告 （総務課長補佐）</p> <p>事前にお配りをさせていただいております審議会等議事概要に沿って前回の議事内容を振り返りたいと思います。議事概要の3ページより審議に入りますが、前回の審議のポイントとしましては、一つ目が使用料体系の改定の可否についてご議論をいただいたところでございます。</p> <p>4ページ目で委員さんより完全従量制を採用しているところはどこなのかというご質問があり、道内でいえば帯広市と北見市が該当するという答えが市側からなされました。</p> <p>また、この会議の中では、消費税抜きの金額で議論を行っているところですが、実際にご家庭に届く納付書等の通知には、消費税が含まれた金額が記載されており、その点についての確認がありました。</p> <p>使用料の見直しがテーマであるこの会議のなかで、比較するベースの金額としては、消費税抜きの額で行った方がわかりやすいという説明が市側からなされたところです。ただ、市民の立場からは、今までいくら支払っていて、これからいくら支払うのかという消費税込みの実際の金額の方がわかりやすいので、今後市民の方々への説明の際は、消費税込みの金額で説明をするという視点も考えていきたいということでした。</p> <p>使用料体系改定の可否については、7ページの会長の言葉にもありますように、改定後25年以上経って今現在の状況の変化を考えると、見直しは妥当であるという審議会の結論をいただいたところであります。</p> <p>もう一つの議論のポイントとして、使用料体系の見直しを行うという前提の下で、どのような改定の方向で行くのかということで、市側からA案、B案、C案と提示され、B案が妥当であろうということで結論をいただいたところであります。</p> <p>今回はその結論を踏まえまして、承認されましたB案の考え方に基づいて、具</p>

体的にどのような改定を行っていくのかということと改定の時期について議論をしていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。議事録の報告としましては以上ですが、委員の皆様におかれまして、個々の発言におきましてニュアンスが異なる等何かございましたら、ご指摘いただければと思ったのですがいかがでしょうか。

— 意見等なし —

それでは、会長の内容確認もいただいておりますので、この内容で議事録を確定させていただきます。

3 審議

(会長)

今、事務局からお話がありましたが、使用料体系の見直しは妥当ということで、次のステップをどうするのかということとあります。B案は基本使用料と超過使用料の併用を維持しながら、基本収支が維持できる範囲において、基本水量の引き下げと基本使用料及び超過使用料の額の調整を図っていくという考え方がありました。

本日は、そのB案の考え方に沿った使用料体系の改定案について、具体的に都市計画課から説明をいただき、その後、皆様方と審議・協議をしていきたいと思っております。それでは、都市計画課の方から資料の説明をお願いします。

— 都市計画課係長から下水道使用料体系の検討について第4回資料中1ページから10ページまで及び別紙資料使用水量別の構成割合により説明 —

(会長)

それでは、使用料体系の改定案について、これから皆様に忌憚のないご意見をいただきながら、考えていきたいと思えます。まず、家事用についてご質問・ご意見をいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

(委員)

特に家事用についてという話ではないのですが、仮に、新しい料金体系が配布資料にあるような見直し案をもとに決定したとすると、基本水量が家事用で7^m、業務用で15^mとなり、水道使用料と同じ基本水量になりますが、なぜ、今までは違っていたのでしょうか。

(都市計画課長)

これまでの経緯として説明をさせていただきますと、水道は、もともと滝川市独自の事業でしたが、中空知広域水道企業団に統合され、現在、砂川市、歌志内市、滝川市、奈井江町の4市町により構成されております。奈井江町が加入した際に料金の見直しがあり、基本水量については、滝川市のように家事用8^mとされていた市町とそのほか7^mの市町があったことから、低い方の7^mに統一をし、また、業務用についても同じ考え方で、当時、滝川市の基本水量は20^mでしたが、一番低い15^mに統一をしたという経過があります。一方、下水道使用料は、

平成2年に使用料の改定を行った際に、当時、家事用、業務用それぞれ使用者の構成割合が1番大きい8㎡、20㎡を基本水量と設定したところです。その後、下水道使用料に関しては20数年間改定を行わなかったことにより、現状では、滝川市においては水道使用料と下水道使用料の基本水量は合致していないという状況になっております。

(会長)

他に何かございませんか。

家事用の改定案を見ていくと、考え方①の案は7㎡以下と8㎡以上の使用者において、それぞれ現行料金との差額が一律となり、特に8㎡以上においては8㎡を頂点として水量が増えるにつれて改定率は逡減化していきます。

考え方②の案は8㎡に係る改定率は①及び③に比べて低く抑えられますが、8㎡を超えて使用水量が増えるにつれて現行比での増額の幅が大きくなり、改定率も一定の範囲で徐々に上がっていきます。

考え方③の案は8㎡に係る使用料の額は①と②のほぼ中間で、8㎡以上の使用者の改定率は徐々に上がりますが、上がり方は②に比べるとかなり緩やかになります。資料からはそのような傾向が読み取れるところですが、どうでしょうか。

なお、本日配付されました別紙資料のなかに減額になる使用者の割合とありますが、この割合というのは、家事用であれば世帯数を基準とした割合ということではないのでしょうか。

(都市計画課係長)

おおよそそのように考えていただいて良いと思います。

(会長)

わかりました。

(総務課長補佐)

考え方①～③について、違いがもう少し分かるように都市計画課から何か補足があれば、議論の材料になるのではないのでしょうか。

(会長)

まとめていただいた資料の説明コメントだけを見ると、家事用の考え方②では8㎡使用者の改定率が抑えられ、使用水量が多い使用者は負担増とあり、一方で考え方③では8㎡以上の使用者の改定率はほぼ同等で、使用水量が多い使用者は負担増とあるのですが、このコメントだけでは違いがよくわからないのですが。

(都市計画課長)

今回の改定案では、家事用については基本水量を8㎡から7㎡へと変更しており、①～③いずれの案においても7㎡までの部分についてはそれぞれ現行と比べて額が引き下げられることとなります。今回の改定の基本的な考え方として、改定後においても改定前の収入総額を維持することとしておりますので、ここで生じた減収分については8㎡以上の使用料金において調整を図ることによってカバーすることとなります。つまりは、この8㎡以上の部分の上げ方をどう配分するのかというところがそれぞれの案の考え方の違いということになると思います。

①の考え方は基本料金だけを上げていますので、8㎡以上で使用水量がどれだ

け増えても一律59円の値上げということで、改定率でいえば値上げの出発点となる使用水量8 m³において4.16%アップと一番大きくなりますが、使用水量の多い使用者からは支持される考え方になるものと思われます。

②の考え方は8 m³に係る料金の上げ幅を①や③より抑える一方で、水量が増えるほど改定率も一定水準まで上がっていくものです。

③の考え方は8 m³以上において水量が増えていったとしても改定率は微増でほぼ横ばいに保たれるという考え方で、①と②の中間案といった考え方で、②よりは使用水量が増えた場合のアップ率が抑えられています。

(会長)

改定内容を市民の方々へ説明をする際に、公平感という観点が一つの重要なポイントになると思います。その考え方で言いますと③の考え方がいいのかなという感じもしますが、皆様どうでしょうか。

(建設部長)

公平感を、増減の額という観点で見ていくのか、率という観点で見ていくのかといった二つの考え方が可能かと思います。

(会長)

あとは、委員の皆様がその水準をどの程度のレベルで妥当とみるかということだと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

私は、③の考え方が一番市民の方々に理解を得やすい考え方かなと思います。ただ、家事用を③の考え方とした場合に業務用も同じ②の考え方となるのかというところで、家事用・業務用ともに同じ考え方で示した方が説得力はあると思います。また、業務用の③の考え方が家事用の③の考え方と同じものなのかその辺がどうかということもあると思います。

(会長)

家事用と業務用の考え方①～③について、実態として計算上同じような傾向になっていけば問題はないのですが、業務用の方が家事用に比べると改定率だけ見てもバラつきが見られます。これはスケールの取り方によるものなのでしょうか。

(都市計画課長)

家事用と比較すると、相対的に業務用の方が料金の改定率が大きくなっています。また、現行の業務用の基本水量である20 m³に係る改定率が、①～③のいずれにおいても最も高くなっています。

業務用の②は、相対的に20 m³における増加額においても改定率においても①～③のうちで最も緩和されますが、使用水量が大きくなるにつれて資料によれば100 m³においては、いずれも①と③を抜いて最も大きくなりますので、これだと20 m³についてだけ考慮しているのではないかというご意見が出ることも想定されるのですが、水量の上昇とかかわりなく改定率がほぼ一定水準に保たれている点で、この②が説明しやすいとも考えられます。

ただ、改定率がほぼ一定ということでは、使用水量が多い使用者にとっては支

払額の引き上げ額は大きくなりますので、そうした方々から反対意見が出るということは考えられます。先ほど、建設部長の発言にもありましたが公平性の視点を額に求めるのか率に求めるのかというところになると思います。

(会長)

どのような点からでもいいので、何か気づいたことございませんか。

(都市計画課長補佐)

先ほど、委員から家事用と業務用の考え方を一致させておくことに関しての意見をいただきましたが、少なくとも家事用と福祉用は考え方を合わせるべきものと考えております。

(会長)

家事用と福祉用は基本的には同じ考え方なのです。

(都市計画課長)

福祉用の対象というのは、あくまで家事用の対象のうちから条件に合致するものということですので、基本的に同じ考え方を採ることが妥当だと考えております。

(会長)

業務用の20^m前後の使用者のところがかかってしまうところがあるのですが、改定率から考えると②ということになるのかもしれませんが、多くの方々に理解されるのかというところがあります。

(都市計画課長)

ここにお示ししている案は、家事用及び業務用それぞれ同じ①②③という考え方に基づいて策定したところではございますが、基本料金や超過料金の組み合わせによって、改定前の基本水量である8^mと20^mにおける改定率や、水量が増えていくにつれての改定率の推移において、それぞれが異なるパターンを示しております。また、改定率もバラつきと言いますか、業務用①～③のいずれも20^mがピークになっており、改定率の観点から公平感といわれればなかなか難しいところがあります。

業務用①の考え方のように引き上げ幅を使用水量にかかわらず一律の額といった形にするのか、業務用②の考え方のように20^m以上の改定率をほぼ同等にする形にするのかということになりますと、今度は先程委員さんがおっしゃられていたとおり、家事用が③の考え方なのに対し、仮に業務用は①や②とした場合に、「なぜ家事用と業務用で考え方がばらつくのか？」というようなご指摘を受ける可能性もありますので、そこは丁寧に説明していかなくてはならないと思います。

(会長)

業務用というのは、大きくいえば事業所用ということですよ。

(都市計画課長)

はい。

先ほど業務用の20^mに係る改定率がピークになるということを申し上げましたが、業務用で20^mに該当する件数は構成比でみると1.22%と少数ではあります。

(会長)

いくつの事業所があるかわかりませんが、考え方を丁寧に示していけば理解をいただける可能性はありますね。

(都市計画課長)

確かに③の20^m³に係る改定率としては10%を超える数字になってしまうのですが、そこは実際の引き上げ額も交えて説明をしていくことでご理解を得ていくような努力をしていくことも考えております。

(会長)

10.52%という改定率は、確かに大きいというイメージはありますが、金額としてはどうなのでしょう。

(都市計画課長)

③の考え方であれば、金額的には429円の増ということになります。改定率だけでなく金額も併せて御提示させていただきながら説明をして、ご理解をいただくというようなことも考えて参りたいと思います。

(会長)

お金に係る部分になりますので、最初に不公平感を持たれてしまうと説明が難しくなるかもしれません。話が行ったり来たりして申し訳ありませんが、家事用の分について確認をしたいと思います。私自身としましては、③の考え方でいいのではないかと感じているところですが、皆様どうでしょうか。

(委員)

今回の改定は、家事用については、0～7^m³の下水道をあまり使用しない世帯を考慮しているところがありますが、本日いただいた資料の図1では9～15^m³の使用者が33.28%と一番大勢を占めており、また、その次の16～20^m³、21～30^m³と0～7^m³を除けば、この3つの使用帯が60.57%と大勢を占めるので、家事用の料金体系はこの方々が納得するものにしないとないと思います。そうして見ると、図3の福祉用についても9～15^m³が0～7^m³の次に多いので、その辺も考えないといけないのかなと思います。

(建設部長)

そのとおりだと思います。

家事用に関していえば、今ご指摘をいただいた使用水量の階層に係る世帯が多いことから、多くの意見をいただく可能性があります。業務用に関していえば、15^m³以下が最も多いことから、事業者の方にしてみれば、使わない人達の方まで我々が負担しないとないのかという意見になるのかなと思います。基本水量が今の20^m³だとしても同じことなのですが、そこをもう少し実態に即して15^m³まで基本水量を下げるということで進めていきたいというのが我々の考えであります。

(委員)

そういう意味では、業務用については0～15^m³の分が50%を超えているので、そこを主体に考えることについては間違っていないのかなと思います。

(建設部長)

家事用に関しては基本水量を超過した部分については一定の改定率の方が、業務用に関しては、事業者の方々にとって使えば使うだけ下がるような改定率の方が受け入れられるのかなという感じがします。ただ、業務用の③の20m³の10.52%の改定率というのをもう少し抑えられれば、納得していただけるのかなと個人的には思います。

(会長)

家庭の方と事業者の方では感覚が違うんですね。事業者の方は使用水量が多くなりますから、使っても負担が抑えられる方が大事な事なのかなと思います。金額でいうと、どうなのでしょう。

(都市計画課長)

引き上げ額でみると、それぞれ極端に大きな額にはならないとは考えておりますが、たとえわずかな額でも使用料が引き上げられることについては、丁寧に説明を尽くしていかなければならないとは考えております。家事用に関しては、金額よりもほぼ一定の改定率での負担増を求めるといったことの方がご理解を得やすいのではないかと考えております。

(会長)

今、課長の説明にもありましたが、皆さん一定の改定率での負担増というなかで考えたほうがいいのかという感じもするのですが、いかがでしょうか。

(建設部長)

例えば、業務用で改定率をほぼ一定とする②では、3,000m³で3万円弱の負担増となります。

(会長)

これくらいであれば上げなくてもいいのではないかという意見が出ないでしょうか。

(建設部長)

これまで20数年間料金改定をしていないということで、どこかで改定をしないといけないということで、我々としては、ここが一つの時機と捉えたところがございます。下水道事業もある程度投資が一段落し、少し安定期にあったところがあるので、この27年間において料金改定することなく据え置いても何とか維持ができてきたという経過もあります。

これからは、施設の老朽化もより進むことが必然となるなかで、投資をして改修していくという事業者としての責任がございます。そこを進めていくためには今ここでしっかりと使用料の見直しを行うことが必要と思っています。額面だけ見ればまだいいのかなと思った部分もありますが、2年後消費税改定が想定される中で、消費税が上がり、使用料が上がり何回も使用料改定をお願いするよりは、そこに合わせて改定を行うことがいいと考えているところであります。

(会長)

改定率や改定額だけ見ると、一般的に考えれば私が言ったような意見が出てくるのが多分に想定されます。そうであればなおさら、今部長がおっしゃったように改定の趣旨や意図並びに社会的背景を含めて、丁寧に文書等で前提をわか

りと説明をしていくことで、使用料改定も致し方ないとの理解は得られるのではないかと思います。

(建設部長)

過去これまでで言えば、他の市町村においては例えば15%や20%といった値上がり率を提示してきているところもありますから、そういったことと比較しても、今回のお示した案による改定率が決して過大であるといったレベルではないということで、改定の趣旨と併せてご理解をいただければとお願いするところでございます。

(委員)

家事用については会長がおっしゃったように、負担の均等感であるとか使った量によって同じだけ上がるというのは、一般家庭の方には必要だと思います。ただ、業務用に関して、考え方③で現行使用料総額が同等となるよう調整とあり、試算の仕方がよくわからないのですが、そういう価格設定ができるものなのでしょう。この調整が可能であれば、負担割合をある程度均等にするように調整が可能ではないかと思ったのですがどうでしょうか。

(都市計画課課長補佐)

委員さんがおっしゃる考え方は、業務用でいうと②の考え方の表が20㎡以上の改定率が4%台となり、それに当てはまるように思います。改定率のずれ幅の差については、業務用の基本使用料が5㎡、家事用・福祉用が1㎡の下げ幅ということで、その4㎡の差による影響があるものと思われます。

(委員)

それを説明がしやすいように同じ考え方でやっていますというように業務用の③の考え方で、②の考え方のように負担率があまり変わらないというようには設定できないですか。

(建設部長)

超過分を一定の負担割合にするということは、基本料金内の数字をある程度決めたとして、基本料金の不足分について超過分を案分して、一律の定額で負担をお願いしたいというイメージですか。

(委員)

そのようなイメージです。

(都市計画課係長)

ちなみに、③の数字のあてはめについては、大口の使用者にも考慮して、20㎡の金額が考え方①より低くなるように調整して数字をあてはめています。

(建設部長)

総額の収入が維持できるように適正な数字をあてはめた中での積算となっていますので、その数字を変えて調整することになると思います。ただ、20㎡のところは突出した数字になるかと思うので、その突出した数字をどう抑えるかということになると思います。

(会長)

市民の方々へ説明するときには、改定率に公平感があると説明はしやすいのか

なと思います。

(総務課長補佐)

今回ある程度の結論が出たら、次回答申書の案について議論いただこうと思っていたのですが、金額については結論が出ていませんので、今のお話を整理して何案か提示させていただき、答申書案をベースにもう一度議論させていただければと思いますがいかがでしょうか。

(会長)

それでは、そのようなことで、特に業務用の部分について再度もう少し検討いただいて次回議論したいと思います。福祉用については家事用に準ずるということで理解したいと思います。それでは、改定の時期について説明をお願いいたします。

— 都市計画課係長から下水道使用料体系の検討について第4回資料中11ページについて説明 —

(会長)

時期の部分について確認をしたいと思います。ご意見等ありますでしょうか。予定としては、今事務局から提案された部分で確認をさせていただくことでよろしいでしょうか。あと、10ページの地下水の認定基準の関係についてはいかがでしょうか。

(委員)

使用水量が変わるということであれば、この案でよろしいのではないのでしょうか。

(総務課長補佐)

家庭用と業務用の改定案の基本水量に合わせる形にするということでご確認いただくということをお願いいたします。

(会長)

10ページについては、そのようなことでお願いいたします。今日の審議予定については、終わりとなりますが、事務局の方からお願いします。

4 その他

(総務課長補佐)

この後の流れにつきまして、この会議に入る前の予定としましては、今日で方向性の結論をいただいて、最後答申書を出す案を用意して次回の会議で答申書について、皆様に審議いただくという考えでございましたが、最後結論までには至りませんでしたので、答申書の案は作りながら、その内容を見ていただき具体案を詰めて、ご確認いただきました部分につきましては、答申書に盛り込むような形で、次回できれば答申書を確定させていただければと思っております。次回会議の前までに答申書の案を送付させていただきますので、事前に確認いただくという流れで考えております。

	<p>もう1点、次回会議の開催日についてですが、まずはこの場にいらっしゃる委員さんで調整をさせていただければと思います。</p> <p>— 次回会議開催候補日について予定を聞き取り —</p> <p>本日、2名欠席の方がいらっしゃいますので、候補日について、確認させていただいて、1週間くらいで確定させたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>5 閉会 (会長) それでは、これで第4回目の会議を閉会いたします。</p>
添 付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 下水道使用料体系の検討について 第4回資料 ・ 別紙資料 使用水量別の構成割合 ・ 第3回議事録